

損害保険会社、医療機関等

ご担当者様へご協力をお願い

「第三者行為による傷病届」の手続きについて

交通事故等、第三者の行為によるけが、病気の治療の際、国民健康保険証を使用する場合は、酒田市国保年金課まで「第三者行為による傷病届」の届出が必要となります。その旨、対象者の方にご説明、ご助言いただくようご協力をお願いいたします。

また、届出に時間がかかる場合には、お手数ですが電話でご一報いただくことをご説明していただくよう、ご協力をお願いいたします。

また、自損事故についても、給付を受ける場合は届出が必要です。ただし、相手側が車や人の場合は、過失割合に関係なく「第三者行為による傷病届」の様式となりますので、ご注意ください。

適切な国民健康保険証の使用に 皆様の ご理解とご協力をお願いいたします。

～ お問い合わせ ～

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号

国保年金課国保係 TEL 0234(26)5727

八幡総合支所市民係 TEL 0234(64)3112

松山総合支所市民係 TEL 0234(62)2611

平田総合支所市民係 TEL 0234(52)3913